

事務連絡

令和6年12月3日

各建設業者団体 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

監理技術者等の直接的・恒常的雇用関係の確認に関して

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設工事の請負業者と直接的かつ恒常的雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係の確認方法について、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第316号）では、「監理技術者資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって当該建設業者との雇用関係が確認できることが必要」と規定しているところですが、健康保険被保険者証の新規発行の終了を踏まえ、雇用関係の確認方法について、添付のとおり、地方整備局等及び都道府県の建設担当部長宛て通知しましたので、ご承知おき頂くとともに、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、監理技術者制度運用マニュアルについては、12月中旬頃改正する予定です。

以上

国不建技第 120 号

令和 6 年 1 2 月 2 日

各地方整備局等建設業担当部長 殿

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

(公 印 省 略)

監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認方法について

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設工事の請負業者と直接的かつ恒常的雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係の確認方法について、監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号）では、「監理技術者資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって当該建設業者との雇用関係が確認できることが必要」と規定しているところです。

今般、マイナンバー法等の一部改正法（令和 5 年法律第 48 号）により、令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことを踏まえ、12 月 2 日以降は、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）により、適切な雇用関係の確認をお願い致します。

なお、12 月 2 日以降も有効期限前の健康保険被保険者証を確認書類として用いて頂くことは可能です。

以上